電波法第27条の14第１項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

［１・２　略］

３　電波法第27条の14第４項第４号に規定する欠格事由（注３）

［表略］

［注１・２　略］

３　法第27条の14第４項第４号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［４　略］

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第25条の４第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

［１～４　略］

５　接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの（注１）（注４）

６　通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注５）

７　電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの（注６）

［⑴・⑵　略］

８　［略］

９　特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第９条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の２第１項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第９条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注１）（注７）

10　放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注８）（注９）

11　事業計画及び事業収支見積り（注８）（注10）

12　［略］

13　［略］

14　その他事項

⑴　運用開始の予定期日（注11）

⑵　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注12）

⑶　無線従事者の配置方針

ア　無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注13）

［イ　略］

⑷　その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注14）

［注１～３　略］

電波法第27条の13第１項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

［１・２　同左］

３　電波法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由（注３）

［表同左］

［注１・２　同左］

３　法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［４　同左］

別表第八号の二　［同左］

特定基地局開設計画

［１～４　同左］

［新設］

５　通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注４）

６　電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの（注５）

［⑴・⑵　同左］

７　［同左］

８　特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第９条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の２第１項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第９条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注１）（注６）

９　放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注７）（注８）

10　事業計画及び事業収支見積り（注７）（注９）

11　［同左］

12　［同左］

13　［同左］

⑴　運用開始の予定期日（注10）

⑵　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注11）

⑶　［同左］

ア　無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注12）

［イ　同左］

⑷　その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注13）

［注１～３　同左］